

令和7年度 奈良県におけるドローンを活用した日用品等配送に係る実証実験業務 公募型プロポーザル実施要領

令和7年6月12日
奈良県産業部産業創造課

第1 委託業務の目的

次世代技術を利用したサービスのモデル化による県内産業の振興を図るため、地域と連携したドローンを使用した日用品等の配送に関する実証実験を実施するとともに、地域主体でのドローン活用モデルの検討等を行うことを目的とする。

第2 委託業務の概要

- (1) 事業名 令和7年度 奈良県におけるドローンを活用した日用品等配送に係る実証実験業務
- (2) 業務内容 別紙「仕様書」に示す業務委託の内容のとおり
- (3) 業務量の目安 8,789,000 円（消費税及び地方消費税込み）を上限とし、税率は10%とする。
- (4) 履行期限 契約締結日から令和8年3月24日（火）まで

第3 委託契約候補者の選定方法及び選定への参加方法

本業務は、ドローンを活用した日用品等配送に係る実証実験業務のため、飛行ルートの地形など地域特性の把握といった技術的知見や、これらを踏まえた法規制への対応といった専門的知見などが必要となり、「競争入札に適さない業務」である。

このことから、公募型プロポーザル方式により、委託業者の選定を行う。

第4 企画提案書の審査

産業部産業創造課長（以下「担当課長」という。）は、本業務に係る提案書に関し、提案書の内容を審査するため、選定審査会を設置する。

第5 選定審査会の役割

提出のあった企画提案書、ヒアリングを基に審査及び評価を行い、最適な受託者を選定する。

第 6 公募型プロポーザルへの参加資格

提案の資格を有する者は、業務の趣旨を十分に理解し、円滑に遂行できるもので、次に掲げる条件をすべて満たしていることとする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (2) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規定（平成 7 年 12 月奈良県告示第 425 号）による競争入札参加資格者で営業種目 Q4 検査・分析・調査業務又は Q7 諸サービスに登録している者であること。（ただし、参加表明書提出時点において登録が完了していない者については、その時点において当該項目に係る登録申請書類を提出済みであれば、当該項目について参加資格を有するものとして取り扱うこととするが、企画提案書等提出締切時点（令和 7 年 7 月 3 日 17 時）までに登録を完了していなければ、本件に関する参加資格を喪失するものとする。）
- (3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者であること。

第 7 公告及び関係書類の配布方法

公告は、以下の奈良県のホームページに掲載する。

- ① 産業部産業創造課のページ <https://www.pref.nara.jp/1663.htm>
- ② 会計局総務課の「入札情報」リンク集（会計局以外の入札情報）のページ <https://www.pref.nara.jp/64759.htm>

仕様書、参加表明書等各種様式、評価基準の配布は、公告日から参加表明書提出期限日まで、県庁本庁舎 6 階産業部産業創造課又は上記ホームページからダウンロードにて行うものとする。

第 8 参加表明書作成に関する質問の受付及び回答

参加表明書作成に関する質問は、FAX（任意様式）での受付とし、すべての質問を取りまとめたうえで、下記アドレスの奈良県ホームページに掲載する。

アドレス：<https://www.pref.nara.jp/1663.htm>

第 9 参加表明書の受理

- 1 参加表明書の提出があった場合は、内容を「公告文」等に基づき精査のうえ速やかに受理するものとする。期限までに提出のない場合は、企画提案書の提出を認めないものとする。
- 2 参加表明書の提出期限までに受理者の数が 2 者に達しない場合、参加資格要件を満たしていれば審議を継続することとする。

第 10 企画提案書の提出依頼

- 1 担当課長は、参加表明者のうち提出者として選出しなかった者及び参加要件を満たさない者に対してその旨を通知するものとする。なお、選出結果に対する一切の異議申し立ては認めない。
- 2 担当課長は、選出した者に対し、「提案書の提出依頼について」に下記資料を添付のうえ、企画提案書の提出を依頼するものとする。
 - (1) 企画提案書の様式
 - (2) 貸与資料等の必要な資料

第 11 企画提案書の受理

- 1 提出者から、企画提案書の提出があった場合は、担当課長は、内容を「企画提案書の提出依頼について」等に基づき精査のうえ速やかに受理するものとする。
- 2 担当課長は、ヒアリングの開催について、提出者にヒアリングの開催通知を行い、ヒアリングを実施する。
- 3 企画提案書の提出期限後における内容の変更は認めないものとする。
- 4 企画提案書の提出期限までに受理者の数が 2 者に達しない場合、参加資格要件を満たしていれば審議を継続することとし、選定審査会にて事業者の提案書を総合的に判断することとする。

第 12 企画提案書に係る審査及び評価の基準

- 1 企画提案書に係る審査については、後日、提案者へのヒアリングを実施し、選定審査会にて評価を行うものとする。
- 2 選定審査会は、「審査基準（別紙）」に基づき提案書の内容及びプレゼンテーション及びヒアリングについて評価を行うものとする。
- 3 審査にあたっては、次の各号について留意する。
 - (1) 審査は、提案者名を伏せて行うこと。
 - (2) 選定基準による総得点が一定基準（6 割）に満たない場合は、受託者としな
- (3) 提案者が 1 者の場合、選定基準による総得点が 6 割以上で、かつ審査会の合議により認められたものについては、当該提案者を受託者として特定することができること。
- (4) 審査の結果、最高得点者が 2 者以上であった場合は、審査会の合議により受託者を特定することができること。この場合、選定基準のうち配点の高い評価項目の得点を考慮すること。

- (5) 提案者の数にかかわらず、審査はできる限り提案書による書類審査だけでなく、提案者からのプレゼンテーションやヒアリングを実施することにより行うこと。
- (6) 審査結果は記録し、委員の承認を得ること。

第 13 受託業者の選定

- 1 選定審査会は、委員の過半数が出席しなければ開くことはできない。
- 2 選定審査会は、評価した合計点が最高の提案書を選定するものとする。
- 3 評価の結果、最高点が複数の場合は、委員長が最高得点の提案書の中から最も優れた提案書を選定するものとする。

第 14 提案者への通知

- 1 担当課長は、選定した者に対して「選定通知書」により通知するとともに、選定しなかった者に対して、「非選定通知書」により通知するものとする。
- 2 提出された提案書は、提案者に無断で使用しないものとする。
- 3 選定しなかった提案書については、希望する提出者にのみ返却する。

第 15 選定結果の公表

担当課長は、選定結果について、ホームページその他の公表手段により公表するものとする。なお、選定結果に対する一切の異議申し立ては認めない。

- (1) 業務名、受託者の所在地、名称、代表者氏名及び審査年月日
- (2) 受託者・提案者毎、評価項目毎の評価点及び合計点（ただし、受託者以外の業者名は公表しない。）

第 16 契約

- 1 担当課長は、特記仕様書の作成及び委託価格の設定にあたっては、選定された企画提案書を尊重するものとする。
- 2 担当課長は、前項の規定により特記仕様書の作成及び委託価格の設定後、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により双方協議のうえ、随意契約を行うものとする。

第 17 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則第 19 条第 1 項ただし書各号いずれかに該当する者である場合は免除します。

第 18 契約の解除

契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがあります。

- (1) 正当な理由なく、契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 受託者の責めに帰する理由により、委託期間内に業務を完了する見込がないことが明らかになったと認めるとき。
- (3) 受託者が業務に応募できる資格がないことが判明したとき。
- (4) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (5) 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (6) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (7) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- (8) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (9) この契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記（4）から（8）のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (10) この契約に係る下請契約等に当たって、上記（4）から（8）のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記（9）に該当する場合を除く。）において、本県がこの契約の相手方に対して下請契約の解除を求め、この契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- (11) この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

第 19 再委託の禁止

業務の全部を第三者に再委託しないこと。業務の一部を第三者に再委託する場合は、あらかじめ発注者に届出を行い、承認を得ること。

受託者は、業務の一部を第三者に再委託した場合、再委託先に対し、本仕様書に定める受託者の義務と同様の義務を負わせるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果に対して責任を負うものとする。